

2022年10月7日

各 位

株式会社八十二銀行

中国ビジネス商談会（オンライン）の開催について

八十二銀行（頭取 松下 正樹）は、中国に現地法人を有する当行取引先に対し、事業拡大機会を提供することを目的に、中国ビジネス商談会（オンライン）（以下、「商談会」）を開催するため、サプライヤー企業としての参加者を募集いたします。

以下に概要をお知らせいたします。

【商談会の概要】

開催日時	2022年12月21日（水）～22日（木）※予備日：2022年12月23日（金）
募集期間	10月7日（金）～11月9日（水）
対 象	以下全てに該当する企業 (1) 中国（香港除く）に現地法人を保有する企業 (2) バイヤー企業42社のニーズに対して、サプライヤー企業としてマッチする企業
商談方法	(1) Microsoft Teamsによるオンライン形式 (2) 事前マッチング方式による個別商談（1商談あたり30分）
主 催	日本政策金融公庫および地銀12行（当行、群馬銀行、常陽銀行、横浜銀行、北陸銀行、百五銀行、中国銀行、山口フィナンシャルグループ（山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行）、伊予銀行、肥後銀行、西日本シティ銀行、名古屋銀行）
参加費	無料（通信費はお客様負担）
申込方法	(1) 別紙「中国ビジネス商談会（オンライン）」開催のご案内をご参照のうえ、Eメールにて申し込みください。 (2) 申込先：上海駐在員事務所：nihao@82bank-sh.com

※ 詳しくは別紙をご覧ください。

以 上

「中国ビジネス商談会（オンライン）」開催のご案内

《サプライヤー企業様の募集》

主催者：日本政策金融公庫（日本公庫）、群馬銀行、常陽銀行、横浜銀行、八十二銀行、北陸銀行、百五銀行、中国銀行、山口フィナンシャルグループ（山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行）、伊予銀行、肥後銀行、西日本シティ銀行、名古屋銀行

日本公庫では、地域金融機関との共催による標記商談会を開催致します。

つきましては、主催者各機関が招聘した各バイヤー企業様の調達ニーズに対する提案をお出しいただけるサプライヤー企業様（「売り手」企業）を、下記要領にて募集します。多くのご提案をお待ちしております。

開催日程	2022年12月21日（水）、22日（木）[予備日：23日（金）]
開催形式	オンライン（Microsoft Teams（※1）） （※1）他のWeb会議アプリケーションでは参加できません。 Teamsアプリケーションをお持ちでない企業でもご参加可能です（その場合はインターネットブラウザからアクセスし参加していただきます）。
参加バイヤー	中国に所在する日系企業42社 ⇒バイヤー企業様の詳細は『「中国ビジネス商談会（オンライン）」バイヤー企業一覧』をご参照ください。
今次募集 サプライヤー	主催者各機関のお取引先中国（香港を除く。）現地法人等（※2） （※2）あくまで中国国内拠点同士のお引き合わせを目的としており、越境取引は対象外となります。
組合せ方式	事前マッチング制 [1商談あたり30分] ①バイヤー企業様の調達ニーズに対して、サプライヤー企業様が提案書を提出 ⇒②バイヤー企業様が、受領した提案書をもとに、事前に商談可能先を選定（※3） （※3）バイヤー企業様が商談可能先を選定するため、結果として、サプライヤー企業様のご希望に添えない場合（結果として商談会に参加できない場合を含む）がありますこと、ご了承ください。
参加費用	無料（※4） （※4）オンライン商談に必要な各種機器、通信費及び商談に使用する資料等、商談会への参加にあたって発生する諸費用は参加企業様負担となります。
申込方法	・バイヤー企業様の調達ニーズをご確認のうえ、「企画提案書」に必要事項を記載し、八十二銀行上海駐在員事務所 (nihao@82bank-sh.com)宛てメールでご提出ください。 ・記載いただいた事項は、提案先バイヤー企業様に対して提供します。
申込期限	2022年11月9日（水）必着
問合せ先 （商談会事務局）	八十二銀行 上海駐在員事務所 （担当）倉嶋・朱 Tel：+86-(0)21-6841-1882 Mail： nihao@82bank-sh.com

「中国ビジネス商談会（オンライン）」 お申込みの流れ【フロー図】

月日・時期	バイヤー企業様	サプライヤー企業様	主催者及び事務局
9月下旬～		「バイヤー企業一覧」を確認し、提案したいバイヤー企業様への企画提案書を事務局宛てにメール 申込終了	主催者が「バイヤー企業一覧」及び「商談会開催のご案内」をサプライヤー見込み企業様に配布
11月9日 (申込締切)			事務局がサプライヤーお申込み企業様の企画提案書を受理し、受付完了をメールにて連絡（随時）
11月中旬～	企画提案書提出先の中から商談先を選定し、事務局宛てにメール		事務局がサプライヤーお申込み企業様の企画提案書をバイヤー企業様に配布
11月下旬			事務局がバイヤー企業様の商談希望をもとに商談スケジュールを作成（参加可能なサプライヤー企業様が決定）。
12月上旬～		・スケジュール受領 ・接続テストの実施 ・参加に向けて準備	事務局が商談会当日のスケジュール及び事前の接続テストのご案内等を配布
12月中旬			
12月21日 22日 (23日)	商談会参加 （原則として、サプライヤー企業様を招聘した主催者各機関が商談の進行役を務めます。）		

<主なご留意事項>

○次ページの<参加規約>を必ずお読みいただき、これに同意の上、ご参加ください。

○お申込み後のキャンセルは、原則不可とさせていただきます。

○商談組合せ（スケジュール）については、以下の点をご了承ください。

- ・限られた商談コマ数の中でバイヤー企業様の希望を優先し組合せを実施するため、結果としてサプライヤー企業様のご希望に添えない場合があります。
- ・事前に組合せを行った商談は、参加企業様の希望に基づくものですので、原則として必ず実施いただくようお願いします。

○原則、日本語対応が可能な方のご参加をお願いします（事務局にて通訳のご準備はございません）。やむなく購買等のご担当者様が日本語を話せない場合、自社内で通訳の方のご同席を手配いただくよう、ご協力をお願いします。

○災害、感染症まん延等の不可抗力により、本開催概要は変更（中止を含む）させていただきます場合がございますので、予めご了承ください。

(参加規約)

- ①「中国ビジネス商談会(オンライン)」(以下「商談会」という。)参加申込書(以下「申込書」という。)に記載された事項を、主催者が共有し、商談会の運営や各種ご案内(次回以降の商談会に関する各種ご案内を含む。)等のために使用すること。
- ②申込書等に記載された事項を、バイヤーに対して提供すること。
- ③申込書の記載内容に変更があった場合には、主催者宛連絡すること。
- ④商談会に参加する際の、商談、取引等については、申込者の判断と責任のもとで行い、主催者は一切の責任を負わないこと。
- ⑤主催者から要請があった場合には、商談状況、商談結果等について報告および情報還元を行うこと。
- ⑥主催者が、申込者について次のイ～ハのいずれかに該当すると判断した場合は、商談会へ参加できない場合があること。
イ. 参加規約および募集関連資料等に記載された規則に違反した場合
ロ. 事業内容が商談会に不適切、あるいは社会正義に反するものである場合
ハ. 信用状況の悪化または法令違反により処罰を受けたこと等により、商談会への参加が不適切である場合
- ⑦商談スケジュール確定後の参加辞退や当日欠席、遅刻、事前の予告のない途中退席をした場合、次回以降の商談会へ参加できない場合があること。
- ⑧商談会への参加にあたっては、パソコン、ウェブカメラ、マイク、スピーカー等オンライン商談にかかる機器、通信環境、商談に使用する資料等は申込者自身の負担で用意し、商談会への参加にあたって発生する諸費用は、自己負担となること。また、インターネット接続の通信状態等によって、商談会に参加できない場合や不具合が生じた場合に、主催者は一切の責任を負わないこと。
- ⑨商談会に際してのセキュリティを、主催者が保証するものではないこと。
- ⑩商談会当日の商談会の様子について、主催者に対する新聞社・テレビ局等の報道機関の取材および主催者が事前に認めた公的機関やその他の外部機関の役職員の見学が想定されること。
- ⑪主催者から受領した参加企業情報は、商談会以外の目的で使用しないこと。また、当該参加企業情報をもとに、商談会前に他の参加企業へ接触しないこと。
- ⑫主催者が商談会の様子を撮影した動画および画像について、以下に定める使用範囲において無償で使用する
こと。
イ. 動画を次回商談会の勧奨活動または主催者の社内研修において使用すること。
ロ. 画像を募集パンフレット等に掲載し、公開する場合は個人が特定できないように使用すること。
- ⑬天災・人災等の災害、感染症まん延等に伴う政府による措置、その他不可抗力により商談会の開催が困難と判断された場合、主催者は商談会を中止・延期・一部内容変更する可能性があること。その際、申込者が負担した経費を主催者が補填できないこと。
- ⑭申込者は、主催者に対し、次のイおよびロを確約し、現在および将来にわたってこれに反した場合には、主催者の判断により商談会への参加を拒否されても異議がないこと。
イ. 申込者は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者には該当しません。
ロ. 申込者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまつたは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて主催者の信用を毀損しまつたは主催者の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行いません。
- ⑮主催者は、商談会を円滑に行うため、参加規約等の追加・修正を行うことがあること。

なお、「中华人民共和国个人信息保护法第四章」に基づく、商談会参加予定者個人にかかる中国国外への情報の移転に関してお問い合わせ事項がある場合は、下記の先にメールいただきますよう、お願い申し上げます。

連絡先: 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業本部 国際業務部 国際業務総括グループ
E-mail: cnintl@jfc.go.jp 担当: 徳永